



市長発表 5

令和 7 年 8 月 4 日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

(件名) 令和7年度富士宮市総合防災訓練	(担当) 危機管理局 危機管理担当 担当氏名 鈴木 裕麻 電話 0544-22-1319 内線 1074
セールスポイント	TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による災害対策車両デモや、自衛隊と連携した自主防災会の訓練を実施します。
【 ☒ 告知希望 ☒ 当日取材希望 】 (内容) 富士宮市では、例年、9月1日の防災の日を中心に総合防災訓練を実施しています。 市役所の訓練は、主に災害対策本部運営訓練を実施します。 この訓練は、地震発生後に市内各地区から寄せられた被害情報等を災害対策本部内で処理し、関係機関や庁内各部署へ対策を指示するまでの一連の流れを実際の災害に見立てて実施するものであり、災害対策本部の運営機能強化を目的としています。 自主防災会の訓練は、消防団・事業所・学校・病院・ボランティア等の協働による避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練等を実施することで、「自助」「共助」による地域防災力の向上を図ることを目的としています。 災害対策本部運営訓練 市役所職員 日時：9月1日（月）午後2時から4時30分 場所：対策本部室（危機管理局） 内容：図上シミュレーション訓練、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の災害対策車両デモ 自主防災会による訓練詳細（抜粋） 青木区 日時：8月31日（日）午前9時30分から11時 場所：富士宮市立富丘小学校 内容：テントトイレ設営、パーテーションによる居住空間設営、自衛隊による車両・資機材展示、炊き出し訓練 (添付資料) 富士宮市総合防災訓練実施計画 自主防災会訓練計画一覧表	

☒ 課長

☐ 係長

令和 7 年度富士宮市総合防災訓練実施計画

1 目 的

大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施することにより、市の災害対策本部機能を強化し、防災関係機関と連携した地域の救援体制を整備するとともに、自主防災組織と消防団等の協働による地域防災力の向上を図る。

2 重点項目

(1) 市の災害対策本部機能の強化

収集した情報の処理・伝達、対策の指示、関係機関への応援要請・調整等、初動期の災害応急対策を実践し、手順の検証、課題の抽出等によって、災害対策本部運営の改善を図る。

(2) 自主防災組織と消防団等の協働による地域防災力の向上

自主防災組織と消防団・事業所・学校・病院・ボランティア等の協働による避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練等を実施することにより、「自助」、「共助」による地域防災力の向上を図る。

3 訓練の構成

(1) 富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）

ア 日時

9月1日（月） 午後1時15分から4時30分まで

※地区担当班は、午前・午後の2部に分けて実施

イ 参加機関

- ・ 国（国土交通省・自衛隊）
- ・ 県（警察）
- ・ 災害時応援協定締結団体
- ・ ライフライン機関
- ・ 市・市消防本部・市消防団

ウ 内容

- ・ 災害状況の情報収集及び災害応急対策の実施
- ・ 災害対策本部会議の開催
- ・ 関係機関との情報伝達、対策調整の実施
- ・ 被害状況、災害対策の広報資料作成

(2) 自主防災組織等主体の訓練

ア 日程 8月31日（日）

※ 地域の都合により、訓練日時の変更有り。

イ 内容

市又は自主防災組織及び学校等が定める計画により、別紙「令和7年度富士宮市総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考にして、担当業務や地域特性に合った効果的な防災訓練を計画し、実施する。

4 訓練の想定

(1) 富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）

9月1日（月）午前8時30分に駿河トラフから南海トラフにかけて、M9の大規模地震が発生、市内で最大震度6強を観測し、市内全域で甚大な被害が発生したことを想定する。

(2) 自主防災組織等主体の訓練

8月31日（日）午前8時30分に駿河トラフから南海トラフにかけて、M9の大規模地震が発生し、市内では最大震度6強を観測する。

※ 被害の規模は、「静岡県第4次地震被害想定結果」に準拠する。

5 訓練内容等（本部運営訓練）

「令和7年度富士宮市総合防災訓練（本部運営訓練）実施要領(案)」による。

6 広 報

市民に対し、報道機関等への情報提供、広報紙「広報ふじのみや」、市ホームページ等を活用して、「自助」「共助」における総合防災訓練について広報し、市民の防災意識の高揚を図る。

7 中止対応

市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応することとするが、原則は次による。

なお、訓練を中止、又は変更をする必要が生じた場合は、同報無線・職員参集システム（職員のみ）で周知徹底を図る。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
- (2) 市内に震度4以上の地震が発生した場合
- (3) 気象警報及び特別警報が発表された場合
- (4) 富士山の火山活動に異常が認められた場合
- (5) その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合